

令和5年8月吉日

## 「当座勘定規定（一般用）」および

## 「当座勘定規定（専用約束手形口用）」の改定のお知らせ

お客様各位

当座預金における、手形・小切手の決済資金への充当時限を明記するため、「当座勘定規定（一般用）」および「当座勘定規定（専用約束手形口用）」を令和5年8月23日付で改定することとしましたのでお知らせします。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されますので、あらかじめご了承ください。

なお、規定の全文につきましては、当金庫ホームページ「規定集」からご確認いただけます。

### 【 当座勘定規定（一般用） 】

改正前	改正後
<p><b>9.（支払の範囲）</b></p> <p>（1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>〔（2）追加〕</u></p> <p>（2）手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p><b>9.（支払の範囲）</b></p> <p>（1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>（2）呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。</u></p> <p><u>ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p>（3）手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

### 【 当座勘定規定（専用約束手形口用） 】

改正前	改正後
<p><b>9.（支払の範囲）</b></p> <p>（1）呈示された専用約束手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p>	<p><b>9.（支払の範囲）</b></p> <p>（1）呈示された専用約束手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p>

<p><u>〔(2)追加〕</u></p> <p>(2) 専用約束手形の金額の一部支払はしません。</p>	<p><u>(2) 呈示された専用約束手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。</u></p> <p><u>ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p>(3) 専用約束手形の金額の一部支払はしません。</p>
---	--

以上